

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護 株式会社オーケア 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オーケアが開設する居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために入員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は次に掲げる基本方針に基づき事業を運営するものとする。

- 1 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 株式会社オーケア
- 二 所在地 東京都江戸川区東葛西 2-26-14 プラザ田町 101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・サービス提供責任者、居宅介護員兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2名以上（常勤2名以上）介護福祉士2名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護の利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う。
- 三 居宅介護員等（常勤 5人以上 非常勤 0人以上）

| | |
|----------|------|
| 介護福祉士 | 3名以上 |
| 実務者研修修了者 | 1名以上 |
| 初任者研修修了者 | 1名以上 |

居宅介護員等は、障害者（児）の居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護の提供にあたる。
- 四 事務職員 0名（常勤0人、非常勤0人）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- 四 サービスの提供は、365日、24時間おこなう

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

一 居宅介護

- 身体介護：入浴介助、排泄介助、食事介助、更衣介助、清潔保持介助、体位交換、移乗介助、通院介助等利用者の身体に直接触れる介助及びその準備・後始末。
- 家事援助：調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り等利用者の身体に直接触れない介助、及びその準備・後始末、通院介助。

二 重度訪問介護

- 重度の肢体不自由者、難病対象者又は、知的、精神に障害が有り常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他生活全般にわたる援助。

三 行動援護

- 障害者等（知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者を含む）が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助。

四 同行援護

- 視覚障害者等（身体障害者、障害児、難病等対象者を含む）の移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）、移動の際に伴う外出先において必要な排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

- 2 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護等サービスが法定代理受領のサービスであるときは、その1割とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。
- 3 第8条に定める通常の実施区域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実額を徴収する。
- 4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印を受けることとする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

　　知的障害者（18歳未満の者を除く）

　　障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

　　精神障害者（18歳未満の者を含む）

　　難病等対象者（18歳未満の者を含む）

重度訪問介護：身体、知的、精神障害者（18歳未満の者を除く）※区分4以上
難病等対象者（18歳未満の者を除く）

行動援護： 知的障害者（18歳未満の者を除く）
障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
精神障害者（18歳未満の者を含む）
難病等対象者（18歳未満の者を含む）

同行援護： 身体障害者（18歳未満の者を除く）
障害児（18歳未満の身体障害者）
難病等対象者（18歳未満の者を含む）

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、江戸川区の区域とする。

（相談・苦情・ハラスメント対応）

第9条 事業所は、利用者又はご家族からの相談、苦情、ハラスメント等に対する窓口を設置し、サービス等に関する要望、苦情、ハラスメントに対し、迅速に対応する。
2 事業所は、前項の苦情、ハラスメント等の内容を記録し、その完結から5年間保存する。

（事故処理）

第10条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に対して採った処理について記録し、その完結の日から5年間保存する。
3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（緊急時等における対応方法）

第11条 居宅介護職員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止のための措置）

第12条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する観点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。
2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。
4 苦情解決体制を整備する。
5 虐待の防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的（年1回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底を図ること。

- 6 従業者に対し、虐待の防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年1回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

（身体拘束等の禁止）

- 第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記載すること。
 3. 事業所は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（年に1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 4. 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 5. 事業所は、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。

（職場におけるハラスメントの防止）

- 第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

- 第16条 指定居宅介護等事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 継続研修 1年10回
 - 2 管理者及び従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社オーケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。